

地上デジタル放送について 正しく理解していますか？

「ワンセグ」を視聴するためにはどうすればよいですか？

A 「ワンセグ」に対応した受信機が必要になります。アナログ放送のみを受信できる受信機では受信することができません。詳細は携帯電話会社やメーカーへお問い合わせください。

カーナビのテレビがアナログ放送にしか対応していないのですが、どうすればデジタル放送が見られるようになりますか？

A デジタル放送を視聴されるには、地デジ対応のカーナビへの買い替えのほか、カーナビ用のデジタルチューナー製品をお手持ちのアナログチューナー搭載のカーナビに取り付けていただく方法もあります。

多くのカーナビのメーカーがこのようなデジタル放送を視聴可能にするためのカーナビ用のチューナー製品を発売しており、カー用品店で購入取り付けができますので、販売店等へお問い合わせください。

「テレビ受信者支援センター」はどんなことをやってくれるのですか？
受信状況調査やアンテナ取り付けも行ってくれるのですか？

A 「テレビ受信者支援センター」は、平成20年10月1日に業務を開始しました。テレビ受信者支援センターでは、テレビ受信者の皆さんが円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

具体的には、受信施設のデジタル化対応に当たっての技

術的・専門的な相談に受信方法等の助言を行うとともに、混信や難視により受信ができない等の場合には、受信状況の調査を行います。調査結果は相談対応に反映するとともに、放送事業者等の関係機関に対して対策の検討を要請し、受信環境の改善を促します。

また、地域の広報紙を利用した周知広報や地域での説明会の開催、テレビ受信者の皆さんや共聴施設の管理者・管理会社への訪問説明等を通じて、早期のデジタル化対応の促進を図ります。

なお、アンテナの取り付け等の工事はセンターでは行っていないので、お近くの電気工事店にご相談願います。

テレビ局の職員を名乗る人物が自宅にやってきて、「地デジ対応のためアンテナ工事を行うので、代金を前金で支払ってほしい」と持ちかけられました。どうすればいいでしょうか？

A 地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない代金請求には十分ご注意ください。

地デジ対応で行政やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときはすぐに支払わず、最寄りの総務省総合通信局、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

現在、集合住宅（マンションやアパート等）の共聴施設でテレビを見ていますが、地上デジタル放送も見られますか？

A 集合住宅の共聴施設で地上デジタル放送を視聴するためには、施設のデジタル化対応が必要になります。現在、共聴施設がどのような対応状況となっているかは、施設の管理・運用者にお問い合わせください。

※施設の管理・運用者が自らの施設のデジタル化対応状況等について確認する場合は、メンテナンスを行っている保守管理者、施設を設置した工事施工業者または日本CATV技術協会までお問い合わせください。

「ワンセグ」は携帯電話の通話可能エリアであれば見られますか？

A 「ワンセグ」は地上デジタル放送のサービスの一つであり、携帯電話とは異なる電波を使用していますので、携帯電話の通話エリアと「ワンセグ」の受信可能なエリアは異

なります。

また、地上デジタル放送のエリア内であっても、地形や建物などにより電波がさえぎられる場所や電波の弱い場所、トンネル・地下・建物の中など電波が届かない場所では「ワンセグ」が受信できないことがあります。

ケーブルテレビでもデジタル放送は見られますか？

A ケーブルテレビでも順次地上デジタルテレビ放送の再送信を行っており、視聴は可能です。

ケーブルテレビでは、地上デジタルテレビ放送の電波をそのまま伝送する方式と周波数(チャンネル)等を変更して伝送する方式がありますので、詳しくはケーブルテレビ連盟またはお住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。

ケーブルテレビに加入しているのですが、デジタル契約に変えたら今まで見ていたチャンネルが見られなくなったのですが、どうしてですか？

A ケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送を再送信する場合、放送事業者の同意を得ることが法律上義務付けられています。このため、アナログ放送では放送事業者の同意を得て再送信しているチャンネルであっても、デジタル放送では、同意を得られない場合など、一部のチャンネルが視聴できないことがあります。

現在、受信障害共聴施設でテレビを見ていますが、地上デジタル放送になると電波障害がなくなり、個別受信ができるようになりますか？

A 現在、建造物等の障害対策による共聴施設でアナログ放送を視聴している地域でも、各世帯で地上デジタル放送のアンテナを建て、地上デ

ジタル放送対応テレビまたは地上デジタルテレビ放送用チューナーを用意すれば受信できる場合もあります。

これは、地上デジタルテレビ放送は建造物による電波の反射等の影響を受けにくく、画像が二重三重に映し出されるゴースト障害に強いOFDM方式を採用しているため、地上アナログテレビ放送の電波に比べビル等建造物の影響を受けることがなくなるからです。

ただし、地上デジタル放送も地域の条件(電波の強さ：放送区域の外周地域(フリンジエリア)での建造物等の影響や地形等による弱電界地域等)によって受信できない場合もあります。詳しくは、メンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者、日本CATV技術協会、または総務省テレビ受信者支援センターまでお問い合わせください。

現在、受信障害共聴施設でテレビを見ていますが、管理者がデジタル改修に応じてくれませんか？どうしたらよいですか？

A 受信障害対策共聴施設の改修については、当事者間の協議により、それぞれ応分の負担により行っていたことが原則です。

現在の放送電波の状況のみならず、共聴施設の設置等において当事者間でどのような契約がなされていたか等、施設によりさまざまな事情もあると思われるので、そうした点も含めて当事者間で誠実に協議をいただくようお願いいたします。また、デジタル改修の対応方法などの相談は総務省テレビ受信者支援センターまでお問い合わせください。なお、協定書等がある場合はそれに基づいて協議してください。

● 問い合わせ先 ●

● 地上デジタル放送全般について

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(地デジコールセンター) ☎0570(07)0101

平日：午前9時～午後9時 土日・祝日：午前9時～午後6時

総務省 テレビ受信者支援センター

地デジコールセンターで受信相談を受け付けた後、デジタル移行のための説明を丁寧に行います。

● 共同受信施設についての相談

社団法人 日本CATV技術協会(JCTEA) ☎0570(064)155